

岐阜県公報

第 五 百 五 十 七 号
令 和 七 年 一 月 二 十 一 日
(火曜日)

目 次

告 示

○ 土壌汚染対策法に基づく変更の届出をしなければならない

区域の指定の解除

○ 道路の区域変更

○ 道路の供用開始

公 示

○ 国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

(環境管理課) 二二

(道路維持課) 二二

(同) 二三

(都市政策課) 二四

告 示

岐阜県告示第二十五号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、特定有害物質によつて汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）の指定を次のとおり解除する。

令和七年一月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定を解除する形質変更時要届出区域

令和五年岐阜県告示第二百五十七号により指定した区域（各務原市鷺沼字棚池六〇二番一及び前渡東町字長根山裏一七八二番二・一七八三番合併二の各一部）のうち、

各務原市鷺沼字棚池六〇二番一の一部

二 指定に係る特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

三 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置

土壌汚染の除去（基準不適合土壌の掘削による除去）

岐阜県告示第二十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和七年一月二十一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

県道	道の種類
足土 助岐線	路線名
土岐市下石町字日向畑五 九〇番一地从先から 同市同町字同 八番二地先まで	区間
後	前
一九二 四・三	一五四 三・二
一八・二	一八・二
	備考

県道	道の種類
萩宮 原線	路線名
下呂市萩原町山之口字曲 内木一七九七番一地先地	区 間
後	前
一〇・ 二七・ 五	一〇・ 二・三
三三・ 五	三三・ 五
	別前変区 後更域 ル員敷 （メ）地 ート幅
	ル延 （メ）長 ート
	備考

県道	道の種類
養老線	路線名
養老郡養老町大字東畑 八五一番一地从先から 同郡同町同字同 八五五番一地从先まで	区間
後	前
二六・五 三・七	二六・五 三・五〇
二六・一	二六・一
	備考

岐阜県知事 古田 肇

	道の種類
大平賀	路線名
加茂郡富加町滝田字下組 一七六番一地先から	区間
前	区域変更前後別
八・二	敷地の幅員（メートル）
七・五	延長（メートル）
	備考

県道	富加線
停車場	同 郡 同 町 同 字 同 一七六番二地先まで
後	
ハ 四 一	
七 五	

岐阜県告示第三十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和七年一月二十一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年一月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 員（メートル）	延長 （メートル）	備 考
一般 国道	二百五十 六号	加茂郡白川町上佐見字下 沼三四二四番一地先から 同 郡 同 町 同 字 南 方三五六番五地先まで	前 A 後 B	三〇・六 一五・六	三六・〇 三三・〇	A及びBに係る図面は、 A及びBの敷地面積を 分ける。C及びBの 道は、白川下及び 重と白川下及び 用一線

岐阜県告示第三十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和七年一月二十一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年一月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類	路線名	区 間	延長 （メートル）	供用開始 の 期 日	備 考 （区域 決定の 又は 変更の 告示日）
県道	養老線	養老郡養老町大跡字東畑八五 一番一地先から 同 郡 同 町 同 字 同 八四 三番一地先まで	七〇・二	令和 七・一・三	平成 二六・三・三 令和 七・一・三

岐阜県告示第三十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和七年一月二十一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年一月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類	路線名	区 間	延長 （メートル）	供用開始 の 期 日	備 考 （区域 決定の 又は 変更の 告示日）
道の種類	路線名	区 間	延長 （メートル）	供用開始 の 期 日	備 考 （区域 決定の 又は 変更の 告示日）

一 般 道 六 号	二百五十	加茂郡白川町上佐見字下沼三 四二八番一 地先から 同郡同町同 五四番五 地先まで 字南方三	四二・五	令和 七・一・三	平成 二六・三・六 令和 七・一・三
-----------------------	------	---	------	-------------	-----------------------------

公 示

。国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和七年一月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

美濃加茂市

二 調査を行った地域

美濃加茂市伊深町の一部（伊深九）

三 調査を行った期間

令和二年八月から令和六年一月まで

四 地図及び簿冊の名称

美濃加茂市（伊深町の一部）の地籍図

美濃加茂市（伊深町の一部）の地籍簿

五 認証年月日

令和六年十二月二十五日

。国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土

調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和七年一月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

羽島郡笠松町

二 調査を行った地域

羽島郡笠松町松栄町の全部及び月美町の一部

（笠松北西部第三（その一）（一））

三 調査を行った期間

令和元年六月から令和五年三月まで

四 地図及び簿冊の名称

羽島郡笠松町（松栄町の全部及び月美町の一部）の地籍図

羽島郡笠松町（松栄町の全部及び月美町の一部）の地籍簿

五 認証年月日

令和六年十二月二十五日

令和七年一月二十一日発行

発行者 岐阜市藪田南二丁目一番一 岐阜県庁
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりとびあ十三 岐阜文芸社